

モンゴル知的財産庁

(指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料	附属書 MN. I
国内処理申請様式	附属書 MN. II
発明者の宣誓書	附属書 MN. III
譲渡証書	附属書 MN. IV
委 任 状	附属書 MN. V

略語のリスト

- 国内官庁： モンゴル知的財産庁
- MPL： モンゴル特許法
- MPR： 発明特許出願の作成，提出，手続に関する規則

指定（又は選択）官庁 MN	モンゴル知的財産庁	概要 MN
国内段階に入るための要件の概要		
国内段階に入るための期間	PCT第22条(3)に基づく期間：優先日から31箇月 PCT第39条(1)(b)に基づく期間：優先日から31箇月	
要求される国際出願の翻訳文の言語 ¹	モンゴル語	
要求される翻訳文 ¹	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、最初に提出したもの・補正されたものの双方、及びPCT第19条に基づく説明書）・図面の中の説明・要約書 PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約書（それらのいずれかが補正された場合には、最初に提出したもの・国際予備審査報告の附属書により補正されたものの双方）	
特別な状況において国際出願の写しが要求されるか？	要求されない	
国内手数料 ²	通貨：モンゴル・トゥグリク（MNT） 第1年度から第5年度までの年金…………… MNT 40,000	
国内手数料の免除，割引又は払戻し	なし	
国内官庁の特別の要件 （PCT規則51の2） ^{2,3}	国際出願の願書に記載されていない場合には、発明者の氏名及びあて名 ⁴ 出願人がモンゴルに居住していない場合には、代理人の選任 発明者の宣誓書 ⁴ 出願人が発明者でない場合には、譲渡証書 ⁴	
誰が代理人として行為できるか？	国内官庁に対し特許代理人として手続をすることを登録されているモンゴルに居住する自然人又は法人	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか （PCT規則49の3.2）？	認める。当該請求に適用される基準及び支払う手数料については国内官庁に確認されたい。	

- 1 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合、国内官庁は通知の日から2箇月以内に完全な翻訳文を提出するよう出願人に求める。
- 2 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合、国内官庁は通知で定める期間内に要件を満たすよう出願人に求める。
- 3 特別の要件の一覧については、引き続き国内官庁の確認を要する。
- 4 対応する申立てが規則4.17に基づき行われていれば、この要件を満たすことができる。

国内段階の手続

MPR Rule	1.2	MN. 01 国内段階へ移行するための様式 国内官庁は、国内段階へ移行するための特別の様式を用意している（附属書MN. II を参照）。この様式を使用することが望ましい（義務ではない）。
		MN. 02 翻訳文（補充） 国際出願の翻訳文の誤りは、出願時の国際出願の本文を基準として補充することができる（国内段階6. 002及び6. 003項を参照）。国内官庁に提出された翻訳文が明細書のみを含んでいる場合、国内官庁は不足の部分を提出するように出願人に通知し、国内官庁に提出された翻訳文に含まれる開示の範囲を超えないことを条件に、遅延提出を許容する。
MPL Art.	24	MN. 03 手数料の支払方法 概要及び本章に表示する手数料の支払方法は附属書MN. I に概説されている。
MPL Art.	6(5)	MN. 04 発明者の宣言書 詳細については、附属書MN. III の宣言書の見本を参照。認証は要求されない。
MPL Art.	6(5)	MN. 05 譲渡証書 詳細については、附属書MN. IV の証書の見本を参照。認証は要求されない。出願人が発明者から直接ではなく、1 名以上の他の者の仲介を通じて国際出願をする権利を取得している場合には、発明者と出願人を結びつける譲渡証書が提出されなければならない。
MPL Art.	6(5) 7	MN. 06 委任状 委任状を提出して代理人を選任しなければならない。見本は附属書MN. V に示されている。
MPL Art.	24 25	MN. 07 付与手数料 付与手数料は、特許付与の決定を出願人が受領してから6 箇月以内に支払わなければならない。この期間内に手数料を支払わなかった場合であっても、出願人は、その期間の満了日から6 箇月以内に、遅延支払についての100%の割増料を伴い支払うことができる。この手数料の額は、附属書MN. I に示されている。
PCT Art.	28 41	MN. 08 出願の補正及びその時期 出願人は自発的に、国内段階へ移行した後3 箇月以内に、明細書、請求の範囲若しくは図面を無料で補正又は補充する権利を有する。ただし、補正又は補充によって、請求の範囲に記載された発明若しくは実用新案の主題を最初に開示した範囲を超えてはならない。
MPL Art.	10(3),(4)	
MPL Art.	25(2),(3)	MN. 09 年 金 特許を維持するための手数料は、附属書MN. I に表示する固定期間内に支払わなければならない。最初の5 年分の年金は、特許付与の決定が行われた日から6 箇月以内に支払わなければならない。その後の手数料は、各期間の開始前6 箇月の期間内に支払わなければならない。この期間内に支払わなかった場合であっても、その期間の終了日から6 箇月以内であれば引き続き支払うことができる。年金の額は、附属書MN. I に示されている。
PCT Art.	23(2)	MN. 10 国内段階の早期開始 出願人が国内官庁に対して自己の出願の審査をP C T 第22条又は第39条(1)に基づき適用される期間が満了する前に開始するよう希望する場合、出願人はその旨を明確に請求する書面を提出することができる。

PCT Rule	49bis.1 (a),(b) 76.5	MN. 11 実用新案 出願人が国際出願に基づき、特許に代えて実用新案登録を希望する場合には、第22条又は第39条で規定する行為をする時点で、国内官庁にその旨を表示する。
MPL Art.	13(1)	MN. 12 国際出願が特許ではなく実用新案に関するものである場合の要件は、基本的に特許の場合と同じである。
PCT Art.	25	MN. 13 P C T 第25条の規定に基づく検査 関係手続は国内段階6.018から6.021項に概説されている。P C T 第25条の規定に基づく検査に関し、国内官庁が受理官庁又は国際事務局による過失を否定する場合には、当該決定を受領した日から2箇月以内にこの決定に対する審判を請求することができる。
PCT Rule	51	
PCT Art.	24(2) 48(2)	MN. 14 期間を遵守しなかったことによる遅滞についての許容 国内段階6.022から6.027項を参照。国際段階における又は国内官庁に対する期間を出願人が遵守しなかった場合には、権利の回復を請求することができる。遵守されなかった要件を免除するための請求も行うことができる。この請求では、期間を徒過した理由又は要件を遵守しなかった理由を述べなければならず、この理由を支援する証拠も伴われなければならない。
PCT Rule	82bis	

手 数 料

(通貨：モンゴル・トゥグリク)

付与手数料	25,000
年 金：	
－第1年度から第5年度までの期間	40,000
－第6年度から第10年度までの期間	60,000
－第11年度から第15年度までの期間	80,000
－第16年度から第20年度までの期間	120,000
手数料の遅延支払のための割増料	30,000

手数料の支払方法

出願人が外国人又は外国法人の場合には、国内官庁が選任した代理人リストから選んだ代理人を通じて、自由交換通貨によって（年金を含む）すべての手数料を支払わなければならない。

様 式（附属書MN. II－V）

国内官庁は次の書類を準備している。最新版及びその他の言語については国内官庁ウェブサイト（附属書B）を参照されたい。

附属書 MN. II 国内処理申請様式

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_II_mn.pdf

附属書 MN. III 発明者の宣誓書

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_III_mn.pdf

附属書 MN. IV 譲渡証書

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_IV_mn.pdf

附属書 MN. V 委任状

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_V_mn.pdf